

兵庫県公報

平成27年10月9日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会訓令		ページ
○ 公印規程の一部を改正する訓令		1
教育長訓令		
○ 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令		2
○ 教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令		2
○ 本庁文書管理規程の一部を改正する訓令		3

教育委員会訓令

兵庫県教育委員会訓令第2号

本 庁
教 育 事 務 所
県 立 学 校
教 育 機 関

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月9日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和43年兵庫県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「委員長印、委員長職務代行者印及び教育長印」を「教育長印及び教育長職務代行者印」に改める。

第8条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「平成26年改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる平成26年改正法による改正前の」を削り、「第12条第4項の規定により教育委員会の指定する委員が委員長の職務を代行」を「第13条第2項の規定によりあらかじめその指名する委員が教育長の職務を代理」に改める。

別表中

「

委 員 長 印	方 25	総 務 課 長
委 員 長 職 務 代 行 者 印	方 25	総 務 課 長
教 育 長 印	方 30 方 25	総 務 課 長

」

を

「

教 育 長 印	方 30 方 25	総 務 課 長
教 育 長 職 務 代 理 者 印	方 25	総 務 課 長

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成27年10月12日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第6号

本 庁
教 育 事 務 所

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月9日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。
第5条中第29号及び第30号を削り、第31号を第29号とし、第32号から第34号までを2号ずつ繰り上げる。
第5条の2中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和39年兵庫県条例第29号)の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

- ア 1件2,000万円以上の財産を交換すること。
- イ 財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けること。

(8) 公有財産規則(昭和58年兵庫県規則第11号)の規定により次に掲げる事務を行うこと。

- ア 出資により1件500万円以上2,000万円未満の有価証券又は出資による権利を取得すること。
- イ 寄附又は贈与により1件2,000万円以上の教育財産等(教育財産並びに教育財産以外の教育委員会所管の行政財産及び普通財産をいう。以下同じ。)となるべき物件を取得すること(負担付きのものを除く。)
- ウ 新築等の工事により1件8,000万円以上5億円未満の教育財産等となるべき物件を取得すること。
- エ 1件2,000万円以上1億円未満の教育財産等となるべき物件(土地については、1件1億円以上で、その面積が2万平方メートル未満のものを含む。)を取得すること(ア、イ及びウに掲げる場合並びに交換により取得する場合を除く。)
- オ 1件1億円以上の建物の取壊しをすること。

第9条第1項中「教育長職務代行者である次長が教育長が決裁すべき事項の」を「教育長が決裁すべき事項については、教育次長が」に改め、同条第2項を削る。

別表福利厚生課の項中「教職員住宅」を「教職員公舎」に改め、同表義務教育課の項を削る。

附 則

この訓令は、平成27年10月12日から施行する。



兵庫県教育長訓令第7号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月9日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程(昭和58年兵庫県教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「又は教育長」を「又は教育次長」に改める。
- 第7条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、第8

号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 教育次長は、次に掲げる事項について専決するものとする。

- (1) 土地又は建物の取得をすること。
- (2) 教育財産等となるべき土地又は建物と普通財産との交換をすること。
- (3) 普通財産である土地又は建物の処分をすること。

附 則

この訓令は、平成27年10月12日から施行する。



兵庫県教育長訓令第8号

本 庁

本庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月9日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

本庁文書管理規程の一部を改正する訓令

本庁文書管理規程（昭和61年兵庫県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「教育委員長、」を削る。

第23条第1項中「教育委員長名、」を削る。

第40条中「行ない」を「行い」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年10月12日から施行する。